

事業主・安全衛生担当者の皆さんへ

好評につき追加

溶接ヒューム等に係る 新たな規則に関するオンライン説明会

岡山労働局 労働基準監督署

【共催】岡山産業保健総合支援センター、(一社)岡山県労働基準協会

「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示が制定されました。



現在でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者には、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

また、作業状況により溶接ヒュームの濃度の測定（個人用サンプラー）や、特定化学物質等作業主任者の選任、特殊健康診断の実施等の義務化が適用されます。

新たな規則に適切に対応するための解説を行います。
事業主・安全衛生担当者の皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

12月1日及び10日にそれぞれ倉敷市、岡山市で説明会を実施予定でしたが、盛況につき、両方とも定員に達したことから、以下の日程でオンライン（Skype）で改正規則についての解説を行います。

資料については事前に送信いたします。

開催日時・方法など

参加申込み締切日 令和2年11月25日(水) (申込み方法等は別紙です。)

回	開催日時	開催方法	接続数
1回目	令和2年12月15日(火) 10:00～11:00	Skypeによるオンライン説明会	40
2回目	令和2年12月15日(火) 14:00～15:00	Skypeによるオンライン説明会	40
3回目	令和2年12月17日(木) 10:00～11:00	Skypeによるオンライン説明会	40

通信状況の負荷を避けるため、労働局担当官発言時にはマイク及びカメラはオフにしてください。さらに盛況である場合は、再度追加でオンライン説明会の実施も検討しております。

主なプログラム

溶接ヒューム等に関する改正規則について

(岡山労働局 健康安全課 担当官)